

日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四十号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第五十四条第二項の規定に基づき、日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十六号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年二月二十七日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後

日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条第一号に規定する第二号被保険者である日雇特例被保険者 一日につき、当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	日雇特例被保険者の負担すべき額	日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第一級	四四〇円	一七〇円	二七〇円
第二級	六六〇円	二五五円	四〇五円
第三級	八六〇円	三三〇円	五三〇円
第四級	一、一〇〇円	四二〇円	六八〇円
第五級	一、三三〇円	五〇五円	八一五円
第六級	一、六二〇円	六二〇円	一、〇〇〇円
第七級	一、〇〇〇円	七六五円	一、二三五円
第八級	一、三三八〇円	九一〇円	一、四七〇円
第九級	一、七六〇円	一、〇五五円	一、七〇五円
第一〇級	三、二二〇円	一、二三〇円	一、九九〇円
第一一級	三、七六〇円	一、四三五円	二、三三五円

二 (略)

改正前

日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条第一号に規定する第二号被保険者である日雇特例被保険者 一日につき、当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	日雇特例被保険者の負担すべき額	日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第一級	四五〇円	一七五円	二七五円
第二級	六八〇円	二六〇円	四二〇円
第三級	八八〇円	三三五円	五四五円
第四級	一、一一〇円	四二五円	六八五円
第五級	一、三五〇円	五二五円	八三五円
第六級	一、六六〇円	六三五円	一、〇二五円
第七級	一、〇四〇円	七八〇円	一、二六〇円
第八級	一、四三〇円	九三〇円	一、五〇〇円
第九級	一、八二〇円	一、〇七五円	一、七三五円
第一〇級	三、二八〇円	一、二五五円	二、〇二五円
第一一級	三、八二〇円	一、四六〇円	二、三六〇円

二 (略)